

(4) 理学療法士等修学資金

- ①申請資格 ・養成施設等(大学・短期大学・高等専門学校等)に在学している者。言語聴覚士については、大学等で受験資格を得るために必要な科目を修得中である者も対象
・将来県内で理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事しようとする者

②貸付月額

区 分	貸与額
自治体立等養成所(大学・短期大学・高等専門学校を含む)	32,000円
その他の養成所等(大学・短期大学・高等専門学校を含む)	36,000円

※「自治体立等養成所」には、地方自治体が設置主体である養成施設の他、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人が設置主体である施設も含まれます。

- ③貸付利率 無利子

- ④貸付期間 養成施設等に在学する期間

- ⑤返還期間 貸付を受けた期間と同じ (例:4年間貸付を受けた場合は4年間で返還)

⑥返還の免除

貸付終了後2年以内に理学療法士等の免許を取得し、かつ県内において理学療法士等の業務に、貸付を受けた期間の1.5倍の期間(例:4年間貸付の場合6年間)従事された場合は修学資金の返還が免除されます。

- ⑦募集時期 4月(養成施設等入学後)

問合せ先:鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課(電話0857-26-7172)

(5) 介護福祉士修学資金等

①申請資格

【介護福祉士修学資金貸付事業及び社会福祉士修学資金貸付事業】

- ・介護福祉士又は社会福祉士の養成施設等に在学している者。
- ・将来、鳥取県内において介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事しようとする者。
- ・学業成績優秀で心身ともに健全な者。

【介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業】

- ・介護福祉士実務者研修施設に在学している者。
- ・将来、鳥取県内において介護福祉士の業務に従事しようとする者。
- ・学業成績優秀で心身ともに健全な者。

②貸付月額

【介護福祉士修学資金貸付事業】

修学資金(月額)	5万円
入学準備金	20万円(貸付初回)
就職準備金	20万円(貸付最終回)
国家試験受験対策費	4万円(H29年度以降の卒業見込者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者)

※生活保護受給世帯には、生活費加算の制度も有り。

【社会福祉士修学資金貸付事業】

修学資金(月額)	5万円
入学準備金	20万円(貸付初回)
就職準備金	20万円(貸付最終回)

※生活保護受給世帯には、生活費加算の制度も有り。

【介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業】

貸付額 20万円

- ③貸付利率 無利子
- ④貸付期間 養成施設等に在学する期間
- ⑤返還方法 貸付を受けた期間に相当する期間内に、一括払か月賦、又は半年賦の均等払方式により返還

⑥返還の免除

【介護福祉士又は社会福祉士の養成施設】

卒業後1年以内に、県内において、介護福祉士又は社会福祉士として5年間従事した場合

【介護福祉士実務者研修施設】

卒業後1年以内に、県内において、介護福祉士として3年間従事した場合

※要件の詳細は、問合せ先でご確認ください。

- ⑦募集時期 平成29年8月(予定)

問合せ先:社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会(電話0857-59-6344)

(6)生活福祉資金貸付制度(教育支援費、就学支度費)

申請資格:前年所得の1/12が生活保護費(基準額)の2倍未満の世帯。

(注)他から同種類の奨学資金の貸与または給付を受けられないこと。

(注)世帯内で連帯借受人が必要。

①教育支援費

ア 貸付月額(予定)

区 分	貸付限度額
短大(専修学校専門課程含む)	60,000円以内
大学	65,000円以内

- イ 貸付期間 大学等の在学期間中
- ウ 返還期間 据置期間経過後20年以内
- エ 貸付利率 無利子

②就学支度費

- ア 貸付額 500,000円以内
- イ 返還期間 据置期間経過後20年以内
- ウ 貸付利率 無利子

問合せ先:お住まいの地域の市町村社会福祉協議会 又は
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会(電話0857-59-6333)